

# 令和2年度 第3回深谷市上下水道事業運営審議会 会議録

## 1 開催日時及び場所

令和2年8月26日（水） 14時00分～15時30分

岡部公民館 中会議室

## 2 出席者

審議会委員：岩崎会長、小林副会長、大谷委員、引間委員、江黒委員、梅澤委員  
石塚委員、簗輪委員、大渡委員、今井委員、萩原委員、本田委員  
山崎委員（15名中13名出席）

事務局：小林環境水道部長、山中環境水道部次長兼水道工務課長、渋澤下水道工務課長、及川企業経営課長、関口下水道工務課課長補佐、大澤企業経営課課長補佐、秋葉集落排水係長、山本企業経営係長、坂本料金係長、栗田主査、横山主任

## 3 審議会次第

1 開 会

2 議 事

(1) 前回審議事項の確認について

(2) 答申について

3 そ の 他

4 閉 会

## 4 会議録の確定

委員の署名

本田 壽	山崎 典子
------	-------

確定日時： 令和2年 9月14日

○議事録

発言者	内 容
事務局	<p>1. 開会</p> <p>皆さんこんにちは。出席予定の方が全員揃いましたので、ただ今から「第3回深谷市上下水道事業運営審議会」を開催いたします。本日司会進行をさせていただきます、「企業経営課 大澤」と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに資料の確認をお願いします。</p> <p>① 第3回 深谷市上下水道事業運営審議会次第            ② (資料1) 第2回審議会における質疑応答内容            ③ (資料2) 深谷市公共下水道受益者負担金及び深谷市農業集落排水受益者負担金の再編について (答申案)</p> <p>以上3点となっております。不足がありましたら、事務局までお申し出ください。</p> <p>なお、本日の会議でございますが、欠席の委員が2名おりますが、半数以上の委員が出席されていますので、深谷市上下水道事業運営審議会条例第5条第2項の規定により成立しておりますことを報告いたします。それでは、お手元に配布いたしました次第により進めてまいります。</p> <p>岩崎会長、議長として進行をお願いします。</p>
会 長	<p>改めまして皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員の皆さまにはご出席頂きましてありがとうございます。毎日厳しい暑さが続いておりますが、皆様におかれましては暑さに負けずにお過ごしのことと思います。暦の上では二十四節気というものがあります。8月23日頃は処暑といって、夏の暑さも終わり、朝晩が涼しくなり、初秋を感じる時期ということで、これから過ごしやすい時期に入るようですが、まだまだ暑い日が続いております。皆様には健康に留意していただきたいと思います。</p> <p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>次第に従いまして進行をさせていただきますが、審議にあたりましては、皆様の忌憚のないご意見をいただき、実りあるものとなりますようご協力をお願いいたします。</p> <p>まず、審議に入る前に、今回の審議会会議録署名人でございますが、名簿順に</p>

	<p>従いまして、本田委員と山崎委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひします。</p> <p>(委員の了承)</p> <p>2. 議事 (1) 前回審議事項の確認について</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、次第の2 議事の(1)「前回審議事項の確認について」でございますが、第2回の審議事項について振り返りまして、再度共通認識を図るものでございます。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議事の(1)「前回審議事項の確認」について、ご説明いたします。前回お配りしました資料1「深谷市上下水道事業運営審議会資料～公共下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者分担金の今後の方針について～」をご覧ください。</p> <p>2ページと3ページでは、公共下水道受益者負担金についての課題と方針案及びメリット・デメリットを説明させていただき、ご審議していただきました。</p> <p>4ページと5ページでは、農業集落排水受益者分担金についての課題と方針案及びメリット・デメリットを説明させていただき、ご審議していただきました。</p> <p>6ページと7ページでは、農業集落排水の公共下水道への統合についての課題と方針案及びメリット・デメリットを説明させていただき、ご審議していただきました。</p> <p>以上が前回の審議事項の確認についての説明でございますが、資料1といたしまして、第2回深谷市上下水道事業運営審議会における質疑応答内容をまとめてございますので、のちほどご参照賜りたいと存じます。</p> <p>最後になりますが、前回お示しした方針案につきましては審議会で慎重にご審議をいただき、採決の結果ご了解をいただいたところでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。前回の審議事項の確認について、ご説明いただきました。委員の皆さまから質疑はありますでしょうか。</p>

	<p>(質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは特に前回の審議事項について質疑がございませんので、前回の審議事項の確認については以上でよろしいかと思いますが、後で気づいたことありましたら質問していただければと思います。</p>
	<p>(2) 答申について</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議事の(2)「答申について」に移りたいと思います。答申(案)については、本審議会の答申でございますので、事務局からの説明後に質疑を行い、その場で修正を加えたうえで承認していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、答申案につきましてご説明いたします。</p> <p>本日配布いたしました資料2「深谷市公共下水道受益者負担金及び深谷市農業集落排水受益者分担金の再編について(答申)」をご覧ください。答申案は、諮問事項であります公共下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者分担金についての審議会の意見、審議の過程において委員の皆様からいただいた主なご意見を取りまとめた附帯意見という構成になっております。</p> <p>まず、「1. 公共下水道受益者負担金」、「2. 農業集落排水受益者分担金」及び「3. 農業集落排水の公共下水道への統合に伴う受益者負担」についてでございますが、ここでは第1回審議会でご提示しました課題に対して第2回審議会でご審議いただきました方針を取りまとめております。</p> <p>「1. 公共下水道受益者負担金について」ですが、旧市町における整備区域の事業費を根拠として算定した単価で賦課・徴収を行っており、単価算定の根拠となっている整備区域の整備を現在も実施している状況において単価の再編を行うことは、同じ整備区域内の受益者間で負担金額に差異が生じてしまうという課題がございます。そこで、現整備区域の整備が完了するまでの間は、現行の単価を維持することとし、次期整備計画を策定する際に算定する事業費を根拠として、単価及び制度の再編について検討されたいとするものでございます。</p> <p>次に「2. 農業集落排水受益者分担金について」ですが、農業集落排水受益者分担金は、各処理区における事業費を根拠として算定した金額で賦課・徴収を行</p>

っております。また、一部の処理区では組合が徴収・償還しており、市が賦課・徴収している処理区と負担方法が異なる現状で農業集落排水受益者分担金の再編を行うことは、組合との調整が必要となるなどの課題がございます。このため、償還が終了し、組合が解散するまでの間は現行の金額を維持することとし、すべての組合が解散した後に金額の再編について検討されたいとするものでございます。

次に「3. 農業集落排水の公共下水道への統合に伴う受益者負担について」ですが、公共下水道へ統合される処理区にお住まいの農業集落排水使用者及び統合された処理区において今後新規に接続する使用者に係る受益者負担について方針を決める必要があり、それに対する方針案は次の（１）及び（２）のとおりです。

「（１）公共下水道へ統合される処理区の現農業集落排水使用者について」ですが、現在農業集落排水をお使いの方は、農業集落排水受益者分担金をすでに賦課・徴収済であることから、公共下水道受益者負担金を全額免除扱いとされたいとするものでございます。

「（２）公共下水道へ統合される処理区での新規接続者について」ですが、公共下水道へ統合される処理区で新規に接続する使用者については、公共下水道としての取扱いとなることから、公共下水道区域外流入負担金を賦課・徴収することとし、単価は現行の制度によるものとされたいとするものでございます。

続きまして、「4. 附帯意見」ですが、（１）及び（２）を案として提示しております。「（１）今後の検討について」ですが、今回の答申は、現行の公共下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者分担金がそれぞれの整備区域及び処理区の事業費に基づき算定されていること及び区域内の受益者負担の公平性の観点から、現行の制度を維持されたいとするものでございます。しかしながら、合併後において、整備区域及び処理区ごとに単価及び金額が異なっている現状は、市民全体の観点からは受益者負担の統一が図られていないというご意見をいただきました。そのため、将来的には速やかな再編が必要であると考え、現行の制度における課題を整理し、方向性について検討を進められたいと記載しております。

「（２）周知について」ですが、農業集落排水の公共下水道への統合に伴う受益者負担については、対象者に対して周知と説明を行い、理解を得られるよう努められたいとするものでございます。これは、農業集落排水を公共下水道へ統合することに伴い、受益者負担のありかたがこれまでと変わるところがあること、また、審議会の中でもご質問をいただきましたことから記載したものでございます。

	<p>以上で、答申案についての説明を終わります。この案をたたき台としていただきまして、審議会としての答申を取りまとめでいただきたいと存じますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。ただいま答申案について事務局から説明がありましたが、何でも結構です、何か質疑や修正案がありましたらお願いします。項目が1から4までありますので、項目ごとに質疑を行うことで進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。</p> <p>まず「1. 公共下水道受益者負担金について」質疑及び意見を受けたいと思っております。何か質疑、意見がありましたらよろしくお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>「同じ整備区域内の受益者間で負担金額に差異が生じてしまう。」とあるが、この具体的な意味がわかりにくい。この受益者間の差異について、もう一度具体的に教えていただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>整備区域というのは、旧深谷市、旧岡部町、旧川本町、旧花園町の公共下水道区域となっており、整備区域として4地区あり、それぞれ300円、500円、600円、650円となっています。これを仮に500円で統一するとした場合、旧深谷市では300円で払った人と500円で払った人が出るため、同じ整備区域内の受益者間で差異が生じる、というものです。</p>
<p>委 員</p>	<p>地区ごとの差ではなく、一つの同じ整備区域内で差異が生じるということでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>例えば市内500円で統一した場合、旧花園では150円安くなります。同じ整備区域内でそういった差が生じるのは問題があるんじゃないかということをご記載しています。</p>
<p>委 員</p>	<p>前回質疑事項で「現在整備を進めている区域は岡部駅前、東方の一部、小前田駅前の一部であり、統一した場合は統一のメリットを享受する方はその一部の受益者」とあるが、これはどういう意味か？</p>

事務局	<p>仮に500円で統一した場合、旧深谷では高くなるため、今整備している東方で新たに賦課される人はデメリットになり、逆に旧花園の小前田駅前の人はメリットになります。整備区間は残り少ないため、統一した場合、恩恵を受ける人は少ないということになります。また、統一する場合は整備費用や負担割合を再計算することとなりますので、例えば前回お示しした資料では約1800円にもなってしまう、そういうことになると全員に対しデメリットとなってしまうこともあります。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。他にも質疑ありましたらお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>特にないようなので、「1. 公共下水道受益者負担金について」は事務局案としてよろしいでしょうか。</p> <p>(委員了承)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。また進めていく中で聞きたい事がありましたら質疑いただければと思います。それでは「2. 農業集落排水受益者分担金について」質疑、意見はありますか。</p>
委 員	<p>前回の会議資料4ページで本田中央の組合解散予定が令和7年となっており、また永田・北根の組合解散は令和元年となっているが、現在解散していないと聞く。本田中央について予定どおり解散できない場合もあるのか。</p>
事務局	<p>永田・北根地区については組合の解散手続きとして清算を進めています。これが終わったら解散ということになるのですが、本田中央の組合についても解散が後ろにずれることも考えられます。ただ事務局としては令和7年まで何もしないということではなく、解散手続きの様子を見ながら準備をさせていただきたいと考えています。</p>

委員	<p>受益者分担金は家を建てる上でかなりの負担になるもので、他にいい市町村があればそちらに住んでしまうということもあるため、人口を増やす努力という点でも統一について準備を進めてほしいと思う。</p>
義務局	<p>受益者分担金についても、組合の解散を待ってからというわけではなく、早いうちから検討と準備を進めていきたいと考えています。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。他にご意見がなければ「2. 農業集落排水受益者分担金について」事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(委員了承)</p>
議長	<p>ありがとうございます。続きまして「3. 農業集落排水の公共下水道への統合に伴う受益者負担について」、(1)(2)とありますが、これらについて質疑、ご意見いただきたいと思います。</p>
委員	<p>農業集落排水から公共下水道に接続するにあたって、分担金から負担金へ切り替わることについて、周知状況はどうなっているのか。</p>
事務局	<p>今年度公共下水道へ接続する工事を行っているのは川本の上原地区で、令和3年4月に公共下水へ接続されます。上原地区では処理場の処理能力が一杯でしたので、新規接続できなかったのですが、公共下水への接続に伴い今年の4月から新規接続を認める、ということで広報にも記事掲載しています。集落排水のうちに参加するか、公共下水道への切替えを待って加入するかは市民の判断に任せています。令和5年度は畠山地区も流域下水道に接続しますが、これについても周知を行っていく予定です。</p>
事務局	<p>農業集落排水処理区域は今後順次公共下水道へ接続していきますが、地元説明についても順次行っていきますので、よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>すみません、先ほど令和3年4月に接続と言いましたが、工事の進捗によっては若干前後することがありますので、その点訂正させていただきます。</p>



委員	区域外流入負担金はいくらになるのか。また、区域外流入負担金の算定根拠は。
事務局	区域外流入負担金はそれぞれ一市三町の負担金と同額になります。また、根拠は各整備区域の算定根拠と同じになると思います。
委員	公共下水道に接続せず、農業集落排水として残る地区については分担金を納めるということによいか。
事務局	農業集落排水として残る地区に新規接続する場合には分担金を市や組合に納めていただくこととなります。
委員	新しく農業集落排水に接続する人は区域外流入になるのか？
事務局	それは公共下水道に接続する地区のことで、農業集落排水として残る 8 地区については新規加入する方はこれまでどおり 1 戸あたり何十万円という分担金を納めることとなります。
事務局	今後組合が全て解散した場合には分担金を統一しようとしていますので、統一した分担金を市に納めるということとなります。
議長	よろしいでしょうか。他にご意見なければ「3. 農業集落排水の公共下水道への統合に伴う受益者負担について」事務局案としてよろしいでしょうか。  (委員了承)
議長	続きまして、「4. 附帯意見」について、何か質疑、ご意見あればいただきたいと思えます。
議長	特にご意見ありませんか。附帯意見については現状こういう問題があり、それについて検討してくださいと、そういうことが書いてあるわけですね。

事務局	<p>そうですね、これまでの審議会で皆さんから出た意見の中で、整備区域から見ると公平性は保たれているが、市全体としての公平性は保たれていない、そこについてはなるべく早く検討してくださいということが書いてあります。附帯意見の「しかしながら」以降がそれに該当し、今後の方向性について検討を進めてくれというものになります。</p>
議 長	<p>「(2) 周知について」も先ほど話がありましたように、農業集落排水の受益者については周知説明を行い、理解を得られるようにということですね。</p>
事務局	<p>はい、そのとおりです。</p>
委 員	<p>「(1) 今後の検討について」の「方向性について」とあるが、具体的に言えば市内負担金の統一を目指していると思うが、それだけではないのか。</p>
事務局	<p>公平性の担保について、市内で統一ができれば一番いいのですが、他の自治体でも整備区域ごとに再編している例もあるため、今後どういった形で進めていけばいいのかということも含めて準備、研究を進めていくということで記載してあります。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。特にないようですので、「4. 附帯意見」について、事務局案としてよろしいでしょうか。</p> <p>(委員了承)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それではここで一旦休憩を取りたいと思います。15時15分に再開しますので、よろしくお祈いします。</p> <p>(15分間休憩)</p>
議 長	<p>それでは再開させていただきたいと思います。答申案について皆様にご審議いただいておりますが、休憩を取っておりますので、その後質疑等ありましたらお願いします。</p>

委員	<p>「1. 公共下水道受益者負担金について」の中で「次期整備計画」とあるが、次期整備計画は令和何年からになるのか。また中間計画はないのか。</p>
事務局	<p>整備計画は概成10年という国の方針がありまして、次期計画は令和8年以降になります。また、中間計画はないですが、全体計画を策定し、3～5年間の事業認可計画で全体計画の完了に向けて整備していくことになります。現在の事業計画は令和7年度を目標に進めており、そこで市街化区域内の整備は終わることになります。次期整備計画の内容については老朽管の更新となるのか、整備範囲を拡大するののかについては国の補助金の関係で何とも言えない状態です。</p>
議長	<p>それでは意見も出尽くしたようですので、答申（案）について採決を取りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(委員全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。答申（案）が採択されました。</p> <p>3. その他</p>
議長	<p>続きまして、次第の3「その他」について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今後の予定ですが、今回の諮問に対しまして、審議会を代表して岩崎会長・小林副会長に市役所にお越しいただき、市長へ答申の手交をしていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>(委員了承)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。日程につきましては、調整いたしましてご連絡いたします。続きまして、受益者負担金及び受益者分担金再編スケジュール（案）についてご説明します。今後についてですが、今ご説明したとおり9月に市長へ答申の手交を行い、条例改正案を12月議会に上程します。令和3年1月頃に広報や</p>

<p>議 長</p>	<p>ホームページ等で周知を図り、令和3年4月から施行することとなります。再編のスケジュールについては以上です。</p> <p>最後に報酬についてですが、本審議会では1回6,500円の報酬が支払われます。昨年度の審議会報酬の振込先と同じ口座に9月11日（金）を目途にお振込みいたしますので、後日ご確認いただきますようお願いいたします。なお、振込先が前回から変更になる方がいらっしゃいましたら、この後お申し出ください。</p> <p>今の説明について、質問等はございますか。</p> <p>ないようですので、答申案に係る字句等の訂正について、正副会長にお任せいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>（委員了承）</p>
<p>議 長</p>	<p>以上をもちまして本日の議事を終了いたします。</p> <p>委員の皆様からのご意見、ご協力に感謝申し上げます。これをもちまして、議長の座を解任させていただきます。この場をお借りいたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>これまで3回にわたり、市長から諮問を受けて審議をしてまいりましたが、今回が最後の審議会となりました。</p> <p>下水道事業は、私たちの生活環境の向上や水環境の保全にとっても重要な事業であります。この重要な事業に係る費用の一部を使用者の皆様にご負担いただく公共下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者分担金のあり方について、今回答申を取りまとめることができました。委員皆様にご協力いただきましたことに、この場をお借りして厚くお礼申し上げる次第でございます。</p> <p>今回の答申では、公共下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者分担金は現行の単価及び金額を維持するという結論に至りました。これにより、計画区域内及び処理区内における受益者負担の公平性は保たれますが、区域を超えた市民間の負担の統一が図られていないという課題は残ります。そこで、事務局におかれましては今後、この課題について早期に検討していただきたいと思っております。</p> <p>これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。どうもありがとうございました。</p>

事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、第二回審議会の会議録につきましては、今井委員、萩原委員にご署名頂いておりますことをここにご報告いたします。</p> <p>最後になりますが、部長の小林よりお礼のごあいさつをさせていただきたいと思っております。</p>
事務局	<p>これまでの3回にわたるご審議と答申の取りまとめのご苦労に対し、改めて、岩崎会長はじめ委員の皆様にご心より御礼申し上げます。</p> <p>今回の審議会では、公共下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者分担金について、市長から直接諮問をさせていただきました。受益者負担金及び受益者分担金のありかたについて方針案をご提案させていただいたところ、委員の皆様から活発なご審議を賜り答申をいただくことができました。本当にありがとうございました。先ほど岩崎会長のご挨拶の中に、「区域を超えた市民間の負担の統一が課題」とのご指摘がございましたが、この課題については、引き続き研究してまいります。</p> <p>このほかにも、本審議会でご指摘、ご提案いただいた案件については、今後の事業運営の着目点としてそれぞれの事業に反映させてまいりますので、これからもご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。</p> <p>なお、本日の答申書については、後日、郵送いたしますのでご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>最後に、委員皆様の今後のますますのご活躍とご健勝を祈念申し上げ、お礼のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。</p>
事務局	<p>以上をもちまして、第3回深谷市上下水道事業運営審議会を終了いたします。委員の皆様には、貴重なご意見・提案、そして下水道事業へのご理解とご協力、誠にありがとうございました。</p>